

成蹊大学副専攻に関する規則

制 定 2020年3月11日
大 学 評 議 会
最新改正 2022年2月2日

(趣旨)

第1条 この規則は、専門教育に加え、学生の多様な関心や目的に応じて、学部学科の枠を超えた様々な知識を体系的に幅広く学ぶことを可能とするために設置する副専攻に関し必要な事項を定める。

(人材の養成に関する目的)

第2条 副専攻は、視野を広げ、かつ、多面的な思考を促進するとともに、異分野の学生との交流及び多様な人々との協働を図ることのできる人材を養成することを目的とする。

(運営)

第3条 副専攻の運営に関し必要な事項は、成蹊大学全学教育運営委員会(以下「運営委員会」という。)において審議し、かつ、必要な実務を行う。

2 運営委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、副専攻の運営を行うにあたり必要と認めるときは、運営委員会の下に副専攻作業部会(以下「部会」という。)を設けることができる。

3 前項の部会は、運営委員会構成員のうちから委員長が任命した者及びその他委員長が必要と認める者によって構成する。

(副専攻の種類及び修了の要件)

第4条 副専攻の種類は、別表に定めるとおりとする。

2 各副専攻の科目区分、授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別に定める。

3 別表に定める各副専攻を修了するためには、所属する学部が定める卒業の要件を充足した上で、副専攻ごとに16単位以上を修得しなければならない。

(受講申請)

第5条 各副専攻の受講に当たっては、原則として事前の受講申請は必要としない。

2 前項の規定にかかわらず、運営上必要と認めるときは、事前の受講申請を求める場合がある。

(受講の制限)

第6条 副専攻の受講の制限については、別表の定めるところによる。

(他学部・他学科履修)

第7条 各副専攻に規定されている授業科目のうち、学生が所属する学科以外の授業科目(全学共通科目を除く。)を履修しようとする場合には、学生が所属する学部の定めるところにより、あらかじめ履修の申請を行い、許可を得なければならない。

(卒業に必要な修得単位数への算入)

第8条 各副専攻の授業科目の履修により修得した単位は、成蹊大学学則及び各学部規則の定めるところにより、卒業に必要な修得単位数に算入する。

(修了証等)

第9条 学長は、卒業予定者で、かつ、副専攻の修了に必要な単位数を修得した者から修了証の授与の申請があった場合には、卒業時に様式に定める副専攻修了証を授与する。

2 修了証の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(事務の所管)

第10条 副専攻に関する事務は、教務部が所管する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)

別表 (第4条関係)

副専攻の名称	受講制限
歴史文化学副専攻	文学部国際文化学科の学生を除く。
哲学思想副専攻	
地理環境学副専攻	
社会福祉副専攻	
公共政策副専攻	
言語文化副専攻 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語)	
グローバル・コミュニケーション副専攻	グローバル教育プログラム受講生 (EAGLE生) を除く。
国際関係副専攻	文学部国際文化学科の学生を除く。
経済学副専攻	経済学部及び経営学部の学生を除く。
経営学副専攻	経営学部の学生を除く。
法律学副専攻	法学部法律学科の学生を除く。
政治学副専攻	法学部政治学科の学生を除く。
文学副専攻	文学部英語英米文学科及び日本文学科の学生を除く。
心理学副専攻	
科学と社会副専攻	
総合 I T 副専攻	理工学部理工学科コンピュータ科学専攻及びデータ数理専攻の学生を除く。
データサイエンス副専攻	理工学部理工学科データ数理専攻の学生を除く。
SDG s 副専攻	

様式 (第9条関係)

副専攻修了証

学 部 学 科
学籍番号 氏 名
 年 月 日生

上記の者は、下記の副専攻に必要な単位を修得したことを認め、当該副専攻の修了を認定する

記

副 専 攻 ○○副専攻
修得単位数 ○○単位

年 月 日

成蹊大学長

○ ○ ○ ○